

令和 7 年 4 月以降に教育訓練等を受ける場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できます

雇用保険の基本手当（失業給付）を受給される皆さまへ

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から 7 日間の待期期間満了後 1 ～ 3 か月間（※）は基本手当を支給されません（「給付制限」といいます）。※退職日が令和 7 年 4 月 1 日以降である場合は原則 1 か月、同年 3 月 31 日以前である場合は原則 2 か月です。

ただし、退職日から遡って 5 年間のうちに 2 回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は 3 か月となります。

また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇（重責解雇）された場合、給付制限は 3 か月です。

このたび、「雇用保険法等の一部を改正する法律」（令和 6 年法律第 26 号）の施行により、令和 7 年 4 月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた（受けている）場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

※下記参照

令和7年4月以降に教育訓練等を受ける場合、 給付制限が解除され、基本手当を受給できます

雇用保険の被保険者が正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、基本手当の受給資格決定日から7日間の待期期間満了後1～3か月間(注1)は基本手当を支給されません(「給付制限」といいます)。

令和7年4月以降にリ・スキリングのために教育訓練等を受けた(受けている)場合、給付制限が解除され、基本手当を受給できるようになりました。

教育訓練等を受けた方 または 受ける方 は、ハローワークにご相談ください

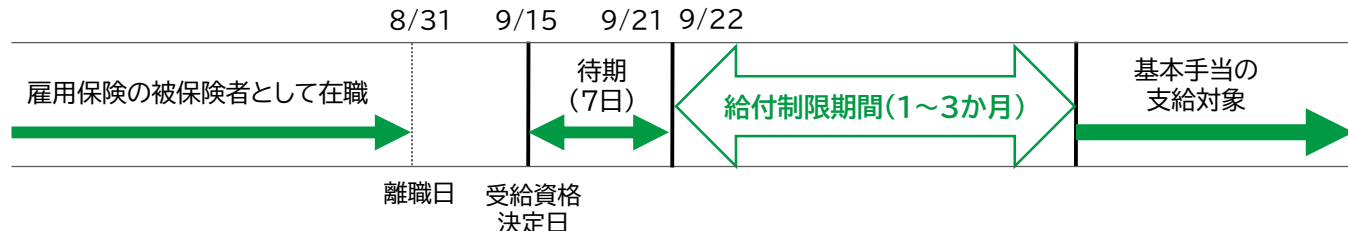
1. 給付制限が解除され基本手当を受給できる方(注2)

次のいずれかの教育訓練等(令和7年4月1日以降に受講を開始したものに限る)を離職日前1年以内に受けた方(途中退校は該当しません) または 離職日以後に受けている方

- ① 教育訓練給付金の対象となる教育訓練
- ② 公共職業訓練等
- ③ 短期訓練受講費の対象となる教育訓練
- ④ ①～③に準ずるものとして職業安定局長が定める訓練

2. 給付制限のイメージ

〈教育訓練等を受けていない場合〉



〈離職前1年以内に教育訓練等を受けたことがある場合〉



〈離職日以後に教育訓練を受ける場合〉



≫ 裏面もご覧ください

3. 教育訓練等を受けた(受けている)場合の申し出

受講開始以降、受給資格決定日や受給資格決定後の初回認定日(初回認定日以降に受講を開始した場合は、その受講開始日の直後の認定日)までに申し出る必要があります。

給付制限期間が2か月以上で、初回認定日以降かつ給付制限期間中に教育訓練等の受講を開始する場合には、**申し出の期限に注意が必要です。**

受講開始日が

- ① 「初回認定日」以降かつ「認定日の相当日」前である場合

➡ 受講開始日直後の「失業認定日に相当する日」までに申し出をする必要があります。

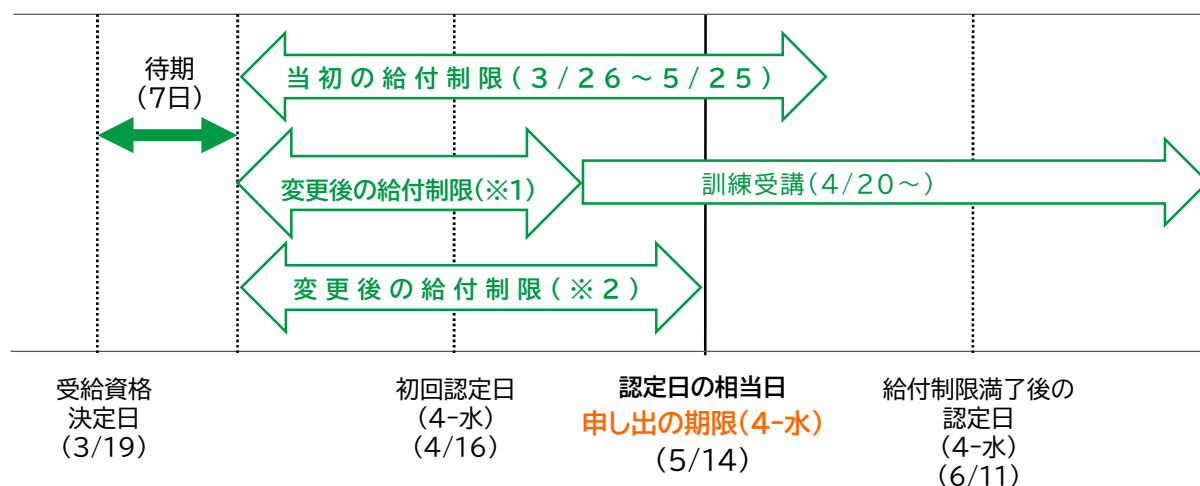
- ② 「認定日の相当日」以降かつ「給付制限期間満了後の失業認定日」前である場合

➡ 「給付制限期間満了後の失業認定日」までに申し出をする必要があります。

失業の認定は4週間ごとに受ける必要があります。本来、給付制限期間中の認定日はありませんが、給付制限期間中であっても、訓練の受講開始直後の週型と曜日が同一である「認定日の相当日」までに訓練受講を申し出て給付制限を解除し、訓練受講開始日以降、基本手当を受給することができます。

この場合、通常の失業認定と同様、認定日数に応じた職業相談等の求職活動実績が必要です。

(例) 週型と曜日が、4-水の場合



※1 5/14までに訓練受講を申し出て、5/14に認定を受けた場合、4/20から基本手当が支給されます。

※2 5/14までに訓練受講の申し出をしなかった場合、6/11までに訓練受講の申し出をしたとしても、4/20～5/14の基本手当を受給することはできません。

申し出の際の必要書類

- ・ 受給資格決定以降に受講を開始する場合 または 受給資格決定時に受講中の場合

➡ 訓練開始日が記載された領収書または訓練実施施設による訓練開始日の証明書

- ・ 受給資格決定日前に訓練を修了している場合

➡ 訓練修了日が記載された修了証明書または訓練実施施設による訓練修了日の証明書

教育訓練給付金の申請時にこれらの書類を提出済みの場合は、その旨ご連絡ください。(注3)

本申し出についてご不明点がある場合は、お早めにハローワークにご相談ください

(注1) 給付制限は、退職日が令和7年4月1日以降である場合は原則1か月、同年3月31日以前である場合は原則2か月です。ただし、退職日から遡って5年間のうちに2回以上正当な理由なく自己都合退職し受給資格決定を受けた場合、給付制限は3か月となります。また、自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇(重責解雇)された場合、給付制限は3か月です。

(注2) 重責解雇された場合は、本取扱いの対象外です。

(注3) 教育訓練給付金の受給手続きをされた場合など、既にハローワーク側で確認事項を把握している場合には、提出を求めないことがあります。